

小売選択約款

(輸送向け圧縮天然ガス用契約)

令和4年10月1日 実施

大分ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 小売選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 需給契約の補償料	4
10. 名義の変更	4
11. 契約の変更又は解消	4
12. 本支管工事費の精算	5
13. 緊急調整時の措置	5
14. その他	5
付則	
実施期日	5
(別表)	
1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	7

1. 目的

この小売選択約款は、輸送用燃料として圧縮天然ガスを利用するお客様の負荷調整を推進しつつ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 小売選択約款の変更

- (1) 当社は、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客様とのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客様は、(1)に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項の内当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項の内当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「輸送用機器向け昇圧供給装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器の使用者が、燃料として当該輸送機器に天然ガスを充填するための昇圧装置をいいます。
- (2) 「急速充填装置」とは、天然ガス自動車等の輸送用機器の使用者あるいは天然ガス自動車等の輸送用機器への燃料供給を業とする者が、圧縮天然ガススタンドにおいて、燃料として圧縮天然ガスを天然ガス自動車等の輸送用機器に充填するための設備をいいます。
なお、「圧縮天然ガススタンド」とは、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号に規定されている圧縮天然ガススタンドを指し、「圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該圧縮天然ガスを充てんするための処理設備を有する定置式製造設備」をいいます。
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「最大需要期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。

(6) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。

(7) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(小数点以下切捨て)。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

(8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規程により課される消費税及び地方税法の規程により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。

(9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この小売選択約款においては10%といたします。

(10) 「単位料金」とは8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客様は、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対してこの小売選択約款の適用を申込むことができます。

- (1) 輸送用機器向け昇圧供給装置又は急速充填装置を使用し、当該のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (3) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

(1) お客様は、この約款に基づき当社と協議の上、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

(2) お客様は、新たにこの約款に基づきガスの使用を申込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客様との協議によって次の契約量を定めるものといたします。

- ① 契約年間使用量
- ② 契約最大需要期使用量
- ③ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とおお客様の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

(4) この契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款への変更をしたお客様が、再度同一需要場所で本契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、当社はその申込みを承諾しないことがあります。

ただし、解約又は供給約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不利用による場合はこの限りではありません。

- (5) 当社は、お客様が当社とのこの約款、ガス小売供給約款又は他の小売選択約款(すでに消滅しているものを含みます。)に基づく料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早取期間」といいます。)に行われる場合には、早取料金を、早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割増したもの(以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。
- なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早取料金又は遅取料金を算定いたします。
- (3) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
$$= \text{基準単位料金} + 0.083\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
$$= \text{基準単位料金} - 0.083\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

62,450円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における通関統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を

もとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

=トン当たりLNG平均価格×0.8495

+トン当たりLPG平均価格×0.0049

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料とし、当社は当該補償料を、原則として未達が発生した翌月に申受けるものといたします。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

お客様の実績年間負荷率〔(年間の1か月当たり平均実績使用量 / 最大需要期の1か月当たり平均実績使用量)×100〕が75パーセント(小数点以下切捨て)未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績月間使用量及び} \\ \text{各月の単位料金に基づ} \\ \text{いて算定したガス小売} \\ \text{供給約款に定める料金} \\ \text{(早収料金)相当額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] \times 1.03 - \left[\begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績月間使用量及び} \\ \text{各月の単位料金に基づ} \\ \text{いて算定した輸送向け} \\ \text{圧縮天然ガス用契約} \\ \text{料金(早収料金)相当} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right]$$

10. 名義の変更

お客様又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解消

(1) お客様のガスの使用計画に変更がある場合、又は2(2)によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消できるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰返し該当している場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年末満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申受けます。

13. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の基本料金は、次の算式によって算出した日割計算後基本料金といたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

(算式)

日割計算後基本料金

$$= \text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は別表の料金表における基本料金。
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。
31日以上の場合は30。
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て。

14. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和4年10月1日から実施いたします。

小売選択約款(輸送向け圧縮天然ガス用契約)/別表

(別表)

1. 早取料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早取料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表 (輸送向け圧縮天然ガス用契約) (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	6,600.00 円
--------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	96.48 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします